

令和6年度伊万里大川内山クリスマスイベント実施業務委託仕様書

1 事業名

令和6年度伊万里大川内山クリスマスイベント実施業務

2 業務概要

(1) 目的

伊万里大川内山において、そのロケーションや伝統を活かしながらクリスマスマーケットの形式の新しいイベントを開催することで、若い世代を中心に伊万里焼や大川内山のファンを増やしていくことを目的とする。

(2) ターゲット

イベントのメインターゲットの年代は20代後半からの女性及び家族連れとし、ターゲットのエリアは佐賀県内及び福岡都市圏、長崎県県北地域とする。また、やきもの好きだけでなく、やきものにあまり興味がない層もターゲットとする。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和7年(2025年)2月28日(金曜日)まで

(4) 業務項目

- ① 「伊万里大川内山クリスマスイベント(仮称)」実施に係る業務
 - ア イベントの企画・管理・運営
 - イ イベントの事前調整
 - ウ イベントの情報発信
- ② 伊万里焼や大川内山の認知度を高める業務
- ③ その他必要な業務

3 伊万里大川内山クリスマスイベント(仮称)の概要

(1) 会場

大川内山(佐賀県伊万里市大川内町)一帯のエリア

(2) キラーコンテンツの展示

設置期間: 令和6年(2024年)11月下旬頃~12月25日(月)(予定)

(3) イベントの開催日

日程: 12月21日(土)、22日(日)(予定)

(4) 成果指標

- ① 来場者数: (3)の催事期間に5,000人以上
- ② 売上: 大川内山の窯元(全29窯)の12月の売上が前年度比110%以上

4 業務内容

(1) 「伊万里大川内山クリスマスイベント（仮称）」実施に係る業務

① イベントの企画・管理・運営業務

ア イベント全体をプロデュースするクリエイティブディレクターの配置

イ イベント全体の企画・管理・運営

ウ 会場の設営・撤去・原状回復（サイン等含む）・ごみの処理

エ キラーコンテンツ：イベントの目玉となり話題・集客につながるコンテンツの造成

オ マーケット：地元事業者の出店やクリスマスらしい飲食物や雑貨を販売する店舗の出店および来場者用テーブル・いす等の確保

カ 回遊・消費喚起策：大川内山を回遊し、焼き物などを購入したくなるような企画の実施

キ 催事：コンサート、トークイベント等の実施

ク さがすたいる対応：3（3）のイベント開催にあたり会場内に救護・授乳スペースを設置するとともに、障がいなどのある方への配慮や、情報保障等を含む合理的配慮の実施

ケ 暗さ対策：夜間でも回遊できるよう照明やイルミネーションなどを会場内に複数設置

コ 寒さ対策：ヒーターやストーブなどを会場内に複数設置

サ 雨・雪・風対策：ステージや主要コンテンツ実施時の天候への対応（仮設テント等）

シ イベント保険加入、駐車場警備及び適切な安全・衛生管理（トイレの手配等）の実施

ス 来場者アンケートの実施、今後への改善点や反省点の洗い出し

② イベントの事前調整業務

「伊万里大川内山クリスマスイベント（仮称）」の円滑な開催に向けて関係団体、関係者への事前調整を、県と連携しながら実施する。

ア 出店者等との事前調整

イ ステージイベント等の出演者との事前調整

ウ 本イベント期間中に佐賀県が開催予定の他イベントとの連携に関する検討・調整

エ その他関係各団体（者）との事前調整

③ イベントの情報発信業務

ターゲットに対して効果的な情報発信を行い、イベントへの来場の促進を図る。

ア 公式 HP の制作・運営

イ ポスター・チラシの作成及び発送、及びパンフレット（会場内配布）の作成

ウ SNS を活用した広報

(2) 伊万里焼や大川内山の認知度を高める業務

ア イベントに絡めた伊万里焼や大川内山の情報発信（メディアや SNS を活用）

イ 事後広報用素材の納品（イベントの様子を記録した写真など）

(3) その他必要な業務

ア 上記（1）、（2）を実施するにあたり、業務の進捗管理を適切に行うこと。必要に応

じて実行委員会との会議を招集・実施すること。

イ 本仕様書にない事項については、その都度県と協議の上決定する。

5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

- (1) 実績報告書 1部
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他佐賀県（以下「県」という）と受注者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

6 業務遂行上の留意事項

- (1) 委託業務の実施については、県と受託者とで協議を行い、決定すること。
- (2) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (3) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (4) 各事業を実施するにあたり、市町及び地元団体との連絡・調整に必要な資料の作成、打合せへの同席を指示することがある。
- (5) 本事業の実施にかかる関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出含む）については、受託者が行うこととする。
- (6) 設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めることとする。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損傷並びに第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。
- (8) 受託者は本事業の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお、加入後は保険書類の写しを県に提出すること。
- (9) 本事業において、第三者（県並びに受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (10) 業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、業務などを第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。
- (11) 業務完了の後は、速やかに業務完了報告書を作成して県の確認を受けること。
- (12) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。
本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。受託者が単に使用する場合には、県と協議することとする。
- (13) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。

- イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
 - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (14) 真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は県と受託者との協議によって決定する。

7 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、県と受託者との協議によって、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者との協議によって、決定するものとする。

8 その他

(1) 守秘義務事項

- ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。
- ウ 上記ア・イの規定は、この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(2) 個人情報の保護

- ア 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。
- イ 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、上記アの特記事項を遵守させなければならない。